

4. 八潮市備蓄計画の作成について

4.1 災害備蓄の考え方

八潮市では、従来から大規模災害発生時における被災者用の備蓄として、食糧や生活必需品などを一定数備蓄してきました。

しかし、首都直下地震などの大規模災害においては、膨大な災害業務が発生するだけでなく、行政自体も被災し、十分な被災者支援が行えない事態が想定されます。

そこで、市民一人ひとりが、日ごろから防災に関する正しい知識と行動を身につけ、自分自身や家族の安全を守るための「自助」、また、町会・自治会をはじめとした身近なコミュニティ等においては、互いに助け合う「共助」を実践し、自らの被害の軽減及び拡大防止に努めることが重要です。

このことから、本市としては、自助・共助を基本としつつ、食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材等の備蓄計画を作成するものです。

4.2 八潮市備蓄計画の構成

- 1 公的備蓄
 - ・対象者
 - ・備蓄品目の選び方
 - ・目標数
 - ・備蓄物資の整備
- 2 市民・自主防災組織・事業所等による備蓄
 - ・市民による備蓄
 - ・自主防災組織による備蓄
 - ・事業所等における備蓄
- 3 協定による物資の調達
 - ・協定先
- 4 備蓄倉庫
 - ・備蓄場所

4.3 市が行う備蓄品目

【主な公的備蓄物資】

食糧・飲料水	アルファ米、ビスケット、粉ミルク、離乳食、保存水(ペットボトル水) 等
生活必需品	毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、おしりふき、生理用品、哺乳瓶、電気ポット 等
資機材	仮設トイレ、バール、ジャッキ、のこぎり、発電機、投光器、LEDランタン、ガソリン缶、ブルーシート 等

4.4 公的備蓄物資の支給対象者

【公的備蓄物資の支給対象者】

- ① 住家に被害を受けて避難所に避難した方
- ② 住家に被害を受けて炊事のできない方
- ③ 旅行者等で被災し、食を得ることができない状態にある方
- ④ 災害従事者（ボランティア等を除く）

資料4-2 物資支給の流れ

備蓄物資及び支援物資支給の流れ(案)

